

改訂ガバナンスコード 新旧対照表

_____は、改訂部分を示す。

改 訂	現 行
<p>略</p> <p>原則 5-4 <u>組織・団体との責任ある関係の確保</u></p> <p><u>党所属の国会議員は、活動の社会的相当性が懸念される組織・団体からの不当な政治的影響力を受けること、または、その活動を助長すると誤解されるような行動について厳にこれを慎むものとする。党本部はこれら組織・団体に関する党所属の国会議員からの照会に対応する体制を整備する。</u></p> <p>原則 5-5 <u>コンプライアンス研修の受講徹底</u></p> <p>本党は、所属議員がその法的責任、道義的責任を果たし、国民からの一層の信頼を確保することができるよう、ガバナンス委員会の指導のもと、継続的に各種コンプライアンス研修を実施する。党所属の国会議員は、党の定めるコンプライアンス研修を受講するものとする。</p> <p>原則 5-6 「<u>ご意見ボックス</u>」の常設</p> <p>本党は、党内の自由闊達な意見交換を促進し、風通しのよい党風を醸成するため、所属議員及び党職員を対象とした常設の「ご意見ボックス」を設置する。ご意見ボックスはガバナンス委員会が管理するものとし、必要に応じてガバナンス委員会から党執行部に対して提言を行う。</p>	<p>略</p> <p>(新設)</p> <p>原則 5-4 <u>コンプライアンス研修の受講徹底</u></p> <p>本党は、所属議員がその法的責任、道義的責任を果たし、国民からの一層の信頼を確保することができるよう、ガバナンス委員会の指導のもと、継続的に各種コンプライアンス研修を実施する。党所属の国会議員は、党の定めるコンプライアンス研修を受講するものとする。</p> <p>原則 5-5 「<u>ご意見ボックス</u>」の常設</p> <p>本党は、党内の自由闊達な意見交換を促進し、風通しのよい党風を醸成するため、所属議員及び党職員を対象とした常設の「ご意見ボックス」を設置する。ご意見ボックスはガバナンス委員会が管理するものとし、必要に応じてガバナンス委員会から党執行部に対して提言を行う。</p>